4　登録品種の名称　PECZ0006
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Syngenta Crop Protection AG
Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland
7　出願公表の年月日　平成26年10月28日

1　品種登録の番号　第26118号
2　品種登録の年月日　平成29年７月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Solidago L.
4　登録品種の名称　スバルハクオウ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
山下吉仁
鹿児島県大島郡和泊町出花776
7　出願公表の年月日　平成27年１月19日

1　品種登録の番号　第26119号
2　品種登録の年月日　平成29年７月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Vaccinium L.
4　登録品種の名称　タイタン
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
University of Georgia Research Foundation, Inc.
Boyd Graduate Research Center, Athens, Georgia 30602―7411, USA
7　出願公表の年月日　平成25年７月５日

1　品種登録の番号　第26120号
2　品種登録の年月日　平成29年７月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Vaccinium vitis-idaea L.
4　登録品種の名称　RED CANDY
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Van Son & Koot Holding B.V.
Dongenseweg 3A, 5171NA Kaatsheuvel, The Netherlands
7　出願公表の年月日　平成25年８月12日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十九年六月十二日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年七月十八日　農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第103545号	配合肥料	くみあい苦土セラコートＲ入り粒状複合007―Cu	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第103549号	液状複合肥料	液肥95号	アグロカネショウ株式会社	東京都港区赤坂四丁目２番19号
生第103552号	化成肥料	くみあい有機入り複合肥料744	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第103553号	化成肥料	苦土ほう素入り化成584	〃ホユーキ有限会社	茨城県土浦市中都町一丁目5508番地
生第103554号	汚泥発酵肥料	シセイコンポ	シセイ・アグリ株式会社	大分県豊後大野市大野町大原554番地２

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第103518号	化成肥料	スペシャルユーキ684	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第103546号	液体微量要素複合肥料	内海工業液体微量要素複合肥料	内海工業株式会社	岡山県倉敷市玉島柏島7088番地
生第103550号	化成肥料	高度化成466号	住化アグロソリューションズ株式会社	東京都中央区新川二丁目27番１号
生第103551号	化成肥料	くみあい尿素入り複合硫加燐安420Fe	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
輸第103548号	化成肥料	MAP（りん酸アンモニア）	日星産業株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百九十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十一条の十一第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　縦覧の開始の日
平成二十九年七月二十一日

二　縦覧の場所及び縦覧の時間
東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第三号館八階）　国土交通省港湾局港湾経済課　午前九時三十分から午後六時十五分まで

名古屋市中区丸の内二丁目一番三十六号（ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル二階）　中部地方整備局港湾空港部港湾管理課　午前九時十五分から午後六時まで

○防衛省告示第百四十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年七月十八日

防衛大臣　稲田　朋美

日時　平成二十九年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分一五秒

(イ)　北緯二三度〇八分五二秒　東経一三四度〇八分一五秒

(ウ)　北緯二三度〇五分〇二秒　東経一三四度〇八分五二秒

(エ)　北緯二三度〇一分三一秒　東経一三四度四三分〇六秒

(イ)　北緯二三度〇五分二一秒　東経一三四度四三分一一秒

(ア)　北緯二三度四五分一一秒　東経一三四度五三分〇六秒

(ア)　北緯二三度五三分一一秒　東経一三四度五三分〇六秒

(イ)　北緯二三度〇〇分一一秒　東経一三五度〇〇分一六秒

(ウ)　北東緯二三度四七分三五秒　東経一三五度〇〇分一六秒

(エ)　北東緯二三度五三分一五秒　東経一三五度〇〇分一六秒

その他の実施等　自衛艦による射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十五号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年七月十八日

防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十九年七月二十七日から同年九月十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、同年八月十一日及び同年九月十八日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四メートルまでの四